

令和8年度

業務番号 第379号

業務名 道路台帳更新業務委託

特記仕様書

青森県 上北郡 おいらせ町 新助川原 外 地内

第 1 章 総 則

第 1 条（適用範囲）

本特記仕様書は、おいらせ町（以下「発注者」という。）が発注する「道路台帳更新業務委託」（以下「本業務」という。）について適用するものとする。

第 2 条（準拠事項）

本業務は本特記仕様書によるほか、次に示す事項に準拠して行うものとする。

- （１）測量法（昭和 24 年 法律第 188 号）、同法施行令及び同法施行規則
- （２）道路法（昭和 27 年 法律第 180 号）、同法施行規則
- （３）国土交通省道路施設現況調査提要
- （４）地方交付税法（昭和 25 年 法律第 211 号）、同法施行令
- （５）普通交付税に関する省令（昭和 37 年 自治法令第 17 号）
- （６）国土交通省制定「公共測量作業規程」
- （７）青森県県土整備部制定「測量作業共通仕様書」
- （８）その他関係法令、規則、通達等

第 3 条（業務概要）

本業務の作業概要は下記のとおりとする。

（更新する路線は別紙「令和 8 年度 道路台帳更新路線一覧表」を参照のこと）

- （１）道路台帳調書の更新
- （２）道路台帳図及び道路台帳網図の更新
- （３）道路台帳図への工事履歴表示
- （４）公示用資料作成

第 4 条（履行期限）

令和 9 年 2 月 26 日までとする。

ただし、別に指示する新規・更新路線認定資料については令和 9 年 1 月中旬までに作成すること。

第 5 条（納品場所）

本業務の納品場所は、おいらせ町役場分庁舎（地域整備課）とする。

第 6 条（業務実施計画）

受注者は、契約締結後速やかに工程、業務手法、業務従事者名、業務従事体制、使用機器等を明記した業務実施計画書を項に提出し、承諾を得るものとする。また、業務計画を変更しようとするときも同様とする。

第 7 条（提出書類）

受注者は、契約締結後速やかに、下記の書類を発注者に提出するものとする。

- （１）委託業務着手届
- （２）業務実施計画書
- （３）業務工程表
- （４）管理技術者届

第 8 条（管理技術者）

本業務に従事する管理技術者は、本業務に精通した「測量士」の資格を有する者とする。

第 9 条（打合せ協議）

本業務においては、業務着手時及び主要な工程毎に打合せ協議を実施するものとする。なお、打合せにおいて受注者は内容を明確に記載した議事録を作成し、相互に確認ののち発注者へ提出するものとする。また、主任技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。

第 10 条（関係機関への諸手続き）

本業務の遂行にあたり必要な諸手続きは、受注者において行うものとする。

第 11 条（疑義）

本特記仕様書に明示されない事項又は疑義を生じた場合は、発注者と受注者との協議のうえ決定するものとする。

第 12 条（土地の立入り）

受注者は現地作業の実施に当たり、他人の土地に立ち入る場合は身分証明書を提出し、住民との無益な紛争は避けなければならない。

第 13 条（安全管理）

受注者は、作業実施に当たり関係法規を遵守し、常に適切なる安全管理を行うものとする。特に交通事故や公衆の迷惑になるような行為は絶対に避けなければならない。

第 14 条（事故の処理）

受注者は本業務実施中生じた諸事故や第三者に与えた損害は、受注者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、被害の内容を速やかに発注者へ報告するものとする。

第 15 条（成果品の帰属）

本業務の成果品及び中間成果物の権利は、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾なく成果品を第三者に貸与、使用又は公表してはならない。また、成果品の完納後においても、内容に誤りや不備不良な点が発見された場合は、受注者の責任において速やかに補足・訂正しなければならない。

第 16 条（守秘義務）

受注者は、業務の遂行上知り得た内容については、一切他に漏らしてはならない。

第 17 条（その他）

本業務遂行中に大幅な仕様変更が生じた場合には、発注者と受注者で協議をし、仕様変更を行うものとする。仕様変更に伴い、業務作業量に著しい増減が生じた場合には、変更契約をすることができるものとする。

第2章 道路台帳更新

第18条（道路台帳調書の更新）

別紙「令和8年度 道路台帳更新路線一覧表」に記載された新規路線及び変更路線等について、次に示す調書の作成を行うものとする。

- （１）道路現況（総括）台帳
- （２）道路台帳調書
- （３）道路現況調書
- （４）道路現況内訳書
- （５）増減調書

第19条（道路台帳図及び道路台帳網図の更新）

道路台帳図及び道路台帳網図の更新は、別紙「令和8年度 道路台帳更新路線一覧表」に記載された路線について行うものとし、各路線の起終点位置及び道路区域については、現地測量後、発注者と協議の上、決定するものとする。

第20条（公示用資料作成）

道路法に基づく路線の認定・変更・廃止及び区域の決定、変更及び供用の開始の公示に必要な資料の作成を行うものとする。

第21条（道路台帳図への工事履歴の表示）

舗装工事及び側溝工事の履歴（施工年度・構造・施工延長）を道路台帳図（S=1/1000）に表示する。表示する路線は、別紙「令和8年度 道路台帳更新路線一覧表」によるものとし、表示方法については「【参考資料】道路台帳図への施工履歴表示方法」による。

第3章 成 果 品

第22条（成果品）

本業務の成果品は次のとおりとする。

- （１）道路現況（総括）台帳
- （２）道路台帳調書
- （３）道路現況調書
- （４）道路現況内訳書
- （５）増減調書
- （６）道路台帳図 原図及び原寸製本版（白焼き）
- （７）道路台帳図 電子データ（PDF形式）
- （８）道路台帳網図 原寸製本版（カラー）※20部
- （９）道路台帳網図 電子データ（PDF形式、JPEG形式）
- （10）測量成果簿
- （11）その他調査職員が指示するもの

【参考】提出書類一覧

契約書に基づいて提出する書類

名 称	提 出 期 日	部数	条項	備 考
業 務 工 程 表	契約後 1 4 日以内	1 部	3条	
管 理 技 術 者 通 知 書	契約締結後及び変更時	1 部	10条	
管 理 技 術 者 経 歴 書	〃	1 部	10条	
業 務 履 行 報 告 書	毎月一回、調査職員の指定日	1 部	15条	
履行期間の変更請求書	必要が生じた時遅滞なく	1 部	23条	
完 成 届	履行期限まで	1 部	32条	
請 求 書	業務完了検査合格後	1 部	33条	
着 手 届	着手時	1 部		おいらせ町財務規則による

仕様書等に基づいて提出する書類

名 称	提 出 期 日	部数	条項	備 考
受 領 書	引渡後遅滞なく	1 部	2条	
借 用 書	〃	1 部	2条	
支 給 材 料 清 算 書	業務完了時	1 部	2条	
支 給 材 料 返 納 書	〃	1 部	2条	
測量作業に関する承諾書	必要の都度	1 部	2条	
測量作業に関する協議書	必要の都度	1 部	2条	
業 務 計 画 書	契約締結後15日以内	1 部	6条	
事 故 報 告 書	事故等が発生した時	1 部	14条	
業務カルテ受領書の写し	契約締結後、変更時、完了時	1 部		請負金額 500 万円以上 契約締結後、変更時、完了時 (土日祝日を除く10日以内)
その他特記仕様書で定めた書類		部		
		部		
		部		

業 務 履 行 報 告 書

業 務 名	第 3 7 9 号 道路台帳更新業務委託		
期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
日 付	令和 年 月 日 (月分)		
月 別	予 定 工 程 % ()は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
(記 事 欄)			

※ 業務量による進捗率とする。

課 長	補 佐		調 査 職 員	管 理 技 術 者	